

注記事項

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

…教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

退職給与引当金

…大学の任期制教員に係る退職給与引当金については、期末要支給額の100%を計上し、その他の大学・短大及び法人の教職員に係る退職給与引当金については、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上し、また、高校及び幼稚園の教職員については、期末要支給額から大阪府私学総連合会退職資金事業部よりの交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当該年度から計上している。

これにより期首に計上すべき額として特別収支に108,754,000円を計上し、当年度に賞与として支給した額から特別収支の計上額を除いた額

及び支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間に相当する額として、人件費に6,009,937,822円を計上している。

この結果、従来の方法と比較して教育活動収支差額、経常収支差額が6,458,000円増加し、基本金組入前当年度収支差額が102,296,000円減少している

3. 減価償却額の累計額の合計額 15,708,226,911 円

4. 徴収不能引当金の合計額 なし

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	3,007,467,861 円
建物	6,015,454,313 円
定期預金	397,600,000 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 4,390,140,370 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

(単位:円)

科目	セグメント	大学・短期大学	高等学校・幼稚園	その他	合計
教育活動収入計		10,328,147,114	1,627,662,151	13,647,573	11,969,456,838
教育活動支出計		9,425,585,765	1,547,415,817	435,028,782	11,408,030,364
教育活動収支差額		902,561,349	80,246,334	△ 421,381,209	561,426,474
教育活動外収支差額		△ 42,077,301	△ 4,927,948	△ 3,249,427	△ 50,254,676
経常収支差額		860,484,048	75,318,386	△ 424,630,636	511,171,798
特別収支差額		△ 74,014,850	△ 21,674,750	△ 2,637,471	△ 98,327,071
基本金組入前当年度収支差額		786,469,198	53,643,636	△ 427,268,107	412,844,727
基本金組入額合計		△ 515,266,423	△ 84,004,113	△ 127,162,656	△ 726,433,192
当年度収支差額		271,202,775	△ 30,360,477	△ 554,430,763	△ 313,588,465

(注1)セグメント情報は拠点区分別(設置学校・附属施設別)の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2)各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「大学・短期大学」「高等学校・幼稚園」「その他」に区分している。「大学・短期大学」には、大阪成蹊大学、びわこ成蹊スポーツ大学、大阪成蹊短期大学を含んでいる。「高等学校・幼稚園」には、大阪成蹊女子高等学校、大阪成蹊短期大学附属こみち幼稚園を含んでいる。「その他」には、学校法人部門を区分している。

(注3)収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務

なし

10. 子法人に関する事項

なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項

なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位:円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	グローバル法律事務所(注1)	大阪市北区	—	法律事務所	—	—	法律顧問契約の締結	顧問契約に基づく法律相談業務(注2)	2,530,000	—	—

※取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当法人理事 礪川正明氏が経営する法律事務所である。

(注2)弁護士報酬は、一般の弁護士報酬単価を勘案して決定している。

13. 学校法人間の財務取引 なし

14. 重要な後発事象 なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし